

農林水産商工常任委員会資料

(平成27年12月1日)

項目	ページ
1 TPP大筋合意を踏まえた県の対応状況（商工関係）について 【商工政策課】 ……別冊	
2 株式会社明治製作所の工場設備増設に係る調印式の実施について 【立地戦略課】 ……1	
3 タイ労働省技能開発局等との覚書の締結等について 【通商物流課・労働政策課】 ……3	
4 環日本海定期貨客船航路の最近の状況等について 【通商物流課】 ……7	
5 地域雇用創造推進事業に関する会計検査院の指摘事項について 【労働政策課】 ……8	
6 経済団体への障がい者雇用の要請について 【就業支援課】 ……9	
7 働く女性の相談窓口の体制強化について 【就業支援課】 ……11	

商工労働部



株式会社明治製作所の工場設備増設に係る調印式の実施について

平成27年12月1日
立地戦略課

株式会社明治製作所（本社：倉吉市）が、事業の拡大に伴い、工場設備の増設を行うこととなり、これを支援する鳥取県及び倉吉市との間で協定書の調印式を行いました。

1 企業概要

- | | |
|--------------|---|
| (1) 名称 | 株式会社明治製作所 |
| (2) 代表者 | 代表取締役社長 齋木 憲久（さいきのりひさ） |
| (3) 本社所在地 | 倉吉市駄経寺町390 |
| (4) 資本金 | 130,000千円 |
| (5) 売上額 | 9,190百万円（2014年3月） |
| (6) 従業員数 | 314人 |
| (7) 事業内容 | 自動車部分品・附属品製造業 |
| (8) 今後の事業見通し | 22年4月期以降、自動車部品関連の受注拡大により黒字を維持しており、独自の鍛造技術を活かし新たな自動車部品市場に参入するものであることから、今後も好調な業績が期待できる。 |

2 立地計画概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 増設場所 | 倉吉市大谷字中尾ほか（倉吉市大谷工業団地内） |
| (2) 事業内容 | 大谷工業団地内に新たに工場を造成し、大型車（トラック、バス）等向けクラッチ製品の鍛造部品の増産ラインを設置する。本社工場では新工法による新製品開拓を行い、大型乗用車のハイブリッド車向けの新商品開発・試作を行う。 |
| (3) 雇用計画 | 20名（予定、正規雇用者20名） |
| (4) 投資規模 | 約20億円 |
| (5) 操業開始 | 平成29年1月（予定） |
| (6) その他 | 隣接する(株)テクノメタル（100%子会社）において、増産した鍛造部品の後工程の加工を行う。 |

3 企業立地支援の見込み

鳥取県 企業立地事業補助金	倉吉市 企業立地促進補助金	合計
6億4,125万円	2億2,500万円	8億6,625万円

（※その他：正規雇用奨励金による支援予定）

4 調印式

- (1) 日時 平成27年10月28日（水）10時10分から10時50分まで
(2) 場所 知事公邸 第一応接室
(3) 出席者 (株)明治製作所代表取締役社長 齋木 憲久
倉吉市長 石田 耕太郎
鳥取県知事 平井 伸治



※今回の増設は、株式会社明治製作所が独自の鍛造技術を活かして研究・試作開発を行い、新たに鍛造製品等の市場獲得を目指して雇用を拡大する事業であることから、「ニッチトップ加算」の第3号として認定。

「ニッチトップ加算」について

県内に本社を有するとともに、県内において7年以上事業を継続する中小企業が行う事業のうち、「事業者が独自技術を活用し、新たな需要獲得及び雇用拡大を行う事業」として知事が特に認めるものについて認定するもの。

協 定 書

株式会社明治製作所（以下「甲」という。）、鳥取県（以下「乙」という。）及び倉吉市（以下「丙」という。）は、甲の工場等の増設（以下「増設事業という。」）について次のとおり協定する。

第1条 甲は、別紙1のとおり増設事業を行うものとする。

第2条 乙及び丙は、前条に定める増設事業が支障なく円滑に行われるよう、誠意をもって協力するものとする。

第3条 甲は、増設事業にあたり、法令等の規定を遵守し、特に工場の設置、運営等に当たっては、公害の発生防止と周辺環境の保全に努めるものとする。

第4条 甲は、従業員の採用に当たっては、倉吉市在住者を中心として、鳥取県内在住者及び鳥取県内へのUIJターン者の積極的な採用に努めるものとする。

2 乙及び丙は、甲の人材確保に当たっては、誠意をもって協力するものとする。

第5条 甲は、事業に当たっては、鳥取県内企業への受発注に努めるものとし、また、操業開始後においても、鳥取県内企業との積極的な取引に努めるものとする。

第6条 甲が別紙1のとおり行う増設事業に対し、乙及び丙は、別紙2に定める支援を行うものとする。

第7条 甲、乙及び丙は、この協定に定める事業を実施する上で知り得た他の当事者の営業、人事、技術その他の業務上の機密（以下「機密情報」という。）を保持するものとし、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、機密情報を開示しようとする者があらかじめ書面により当該機密情報を保有する他の当事者の同意を得た場合は、この限りでない。

第8条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

上記のとおり協定した証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名押印の上、各自その1通を保有し、信義を重んじ誠実にこの協定を履行するものとする。

平成27年10月28日

甲 鳥取県倉吉市駄経寺町390番地 株式会社明治製作所 代表取締役社長 齋木 憲久

乙 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県 鳥取県知事 平井 伸治

丙 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市 倉吉市長 石田 耕太郎

(別紙1)

増 設 計 画 概 要

- | | |
|----------|--------------------------|
| 1 事業所の名称 | 株式会社明治製作所 |
| 2 所在地 | 倉吉市駄経寺町、倉吉市大谷字中尾他 |
| 3 操業開始 | 平成29年1月 |
| 4 事業内容 | 本社工場・大谷工場での自動車部品生産及び研究開発 |
| 5 雇用計画 | 20名 |

(別紙2)

- 鳥取県の支援
 - 鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）に基づく支援
 - 働くぞ！頑張る企業を応援する鳥取県正規雇用創出奨励金支給要領（平成23年4月1日制定）に基づく支援
- 倉吉市の支援
 - 倉吉市企業立地促進事業助成規則（平成26年倉吉市規則第2号）に基づく支援

タイ労働省技能開発局等との覚書の締結等について

平成 27 年 12 月 1 日
通商物流課・労働政策課

平井知事及び県内企業等がタイ・バンコク都を訪問し、タイ労働省技能開発局やマヒドン大学、タイ工業連盟（医療機器）と、自動車、医療機器等の成長分野での人材育成の連携に係る覚書（MOU）を日本の自治体としては初めて締結しました。タイ側からは、調印及び本県の取組を歓迎し、本県との連携に期待するとの発言があり、相互に協力していくことを確認しました。

本県では成長分野（自動車、医療機器、航空機）で、関連企業の誘致や人材育成プログラムの開発を進めており、タイ政府機関との人材育成プログラムの共同開発や人材育成を通じたビジネスマッチング等に長期的な視点で取り組み、成長分野の産業振興につなげていきます。

1 タイ労働省技能開発局との覚書締結（11月20日/場所：タイ労働省）

プンタリック事務次官の立会のもと、タイ労働省技能開発局と成長分野（自動車、医療機器、航空機）における中小企業の高度な技能・技術人材育成（ものづくり人材育成プログラムの共同開発等の連携）に関する覚書を締結した。

署名者：労働省技能開発局長 クー・タ・リッ・チョーク氏、平井知事

立会者：労働省事務次官 プンタリック サティ氏

※関連する県内企業6社が同行



2 マヒドン大学及びタイ工業連盟（医療機器）との覚書締結（11月20日/場所：在タイ日本国大使館）

佐渡島志郎大使の立会いのもと、本県とマヒドン大学及びタイ工業連盟（医療機器）との間で、医療機器産業を担う人材育成（技能・技術人材交流の促進、高度訓練プログラムの共同開発等の連携）に関する覚書を締結した。

佐渡島大使から、人材育成や中小企業マッチングは、両国にとって大変有意義であり、大使館としても支援していくので、活用してほしいとの発言もあった。

署名者：マヒドン大学学長 ウット・サトーン氏

タイ工業連盟医療機器部会長 ウニット リットシマ氏

平井知事

立会者：駐タイ日本国大使 佐渡島志郎氏

マヒドン大学工学部長 チャクリット スタコン氏



3 タイ工業省・アチャカー工業大臣表敬訪問（11月20日/場所：タイ工業省）

アチャカー工業大臣を県内企業6社とともに表敬訪問し、県内企業の取組や労働省、マヒドン大学と人材育成に係る覚書締結について報告し、工業省からのバックアップを要請した。アチャカー大臣からは、今回の取組みが相互の産業育成、発展となることへの期待が述べられた。

相手：タイ工業大臣 アチャカー シブソルアン氏、

工業省産業振興局長 リムチャイ ハンソルン氏

訪問者：平井知事、商工労働部長、県内企業6社

※2013.11にタイ工業省と覚書を締結



4 メタレックス (METALEX) 2015 への出展（11月18～20日/場所：バンコク インターナショナル トレード イベント ション センター）

アセアン地域最大級の金属加工系展示会「メタレックス（タイ工業省後援）」に本県が出展スペースを設置し、(株)ササヤマ（鳥取市・精密金型設計製作）、(株)寺方工作所（北栄町・精密プレス金型設計製作）の2社が出展した。

両社の加工技術に対するタイ企業からの関心が高く、今後の商談進展が期待される。



協力に関する覚書

タイ王国技能開発局

日本国鳥取県庁

当覚書(MOU)は、クリータ ソプチャーク技能開発局長を代表とするタイ王国技能開発局と、平井伸治鳥取県知事を代表とする日本国鳥取県庁との間での取り決めを定義する。

両当事者は、タイ、日本相互利益のための緊密な連絡手段を強化することを望み、タイと鳥取県の中小企業間の高度な技能・技術人材の育成において互いに協力する。当事者は以下の合意に至った。

- 1 両当事者は今後の成長分野（自動車、医療機器、航空機）を担う現場の人材確保のため、日本鳥取県とタイの中小企業の人材育成を共に支援する。
- 2 両当事者は情報交換、意見交換を行い、技能・技術人材の交流促進、高度訓練プログラム開発、セミナー、会議等を通じて、スキルスタンダードを共同で構築するために、双方で同意した活動を実施する。
- 3 当覚書の実施には、両当事者側の連絡窓口が任命される。技能開発局がタイ側の窓口として、鳥取県庁商工労働部が日本側の窓口として任命される。
- 4 当覚書は条約もしくは契約を構成するものではなく、契約またはそれに類するとみなされるものを設立するものとして解釈されるものでもない。
この覚書はどちらの当事者にも法的義務もしくは拘束力のある確約を作成するものではない。
- 5 当覚書は両当事者の署名を以って有効となり、当事者がもう一方の当事者に対して少なくとも30日前に書面で通知することで終結するまでは効力が継続する。当覚書の修正は両当事者相互の同意によってのみなされる。
- 6 当覚書は2015年11月20日に技能開発局と鳥取県庁の正式に承認された代表によって、英語にて2通保管する。

技能開発局

鳥取県庁

クリータ ソプチャーク
技能開発局長

平井 伸治
知事

協力に関する覚書

タイ王国マヒドン大学
タイ工業連盟（医療機器）
日本国鳥取県庁

本覚書(MOU)は、ウドム カチントーン臨床学教授を代表とするタイ王国マヒドン大学、ウィニット リットシマ氏を代表とするタイ工業連盟（医療機器）、平井伸治鳥取県知事を代表とする日本国鳥取県庁との間での取り決めを定義する。

マヒドン大学、タイ工業連盟医療機器部会が管轄するタイ企業、日本国鳥取県との間で、高度な知識と技能による人材開発、教育訓練、及び医療機器分野におけるビジネス開発技能の創出において協力、推進するため、当事者は以下の合意に至った。

- 1 全当事者は、今後の成長分野のひとつである医療機器産業を担うため、日本国鳥取県とタイの企業の人材育成を共に支援し、高度な知識と技能の教育訓練により人材を育成する。
- 2 全当事者は情報交換、意見交換を行い、医療機器分野の技能・技術人材の交流促進、高度訓練プログラム開発、セミナー、会議等を通じて、両当事者が合意した活動を実施する。
- 3 本覚書の実施には、当事者の連絡窓口を任命する。マヒドン大学工学部、環境・資源学部がマヒドン大学側の窓口として、鳥取県庁商工労働部が鳥取県側の窓口として任命される。
- 4 本覚書は条約もしくは契約を構成するものではなく、契約またはそれに類するとみなされるものを設立するものとして解釈されるものでもない。
本覚書はどちらの当事者にも法的義務もしくは拘束力のある確約を作成するものではない。
- 5 本覚書は当事者の署名を以って有効となり、当事者が他方の当事者に対して少なくとも30日前に書面で通知することで終結するまでは効力が継続する。本覚書の修正は当事者双方の合意によってのみなされる。
- 6 本覚書に定めのない事項または本覚書の解釈に疑義を生じた事項については、双方協議のうえ解決する。
- 7 本覚書は2015年11月20日にマヒドン大学と鳥取県の正式に承認された代表によって、英語で3通作成し、各1通ずつ保管する。

マヒドン大学

タイ工業連盟 (医療機器)

鳥取県庁

Clin.Prof.Udom Kahinton
学長

Mr. Winit Ritshima
会長

Mr. Shinji Hirai
知事

立会人

立会人

立会人

Asst.Prof. Jackrit Suthakorn
マヒドン大学
工学部長

Prof. Dr. Winit Phuapradit
マヒドン大学医学部長
ラマティボディ病院

Prof. Dr. Prasit Watanapa
マヒドン大学医学部長
シリラート病院

環日本海定期貨客船航路の最近の状況等について

平成27年12月1日

通商物流課

1 境港における利用状況 ※境港管理組合の暫定集計

- ・2015年1～9月の境港～東海間の旅客数は、昨年4月のセウォル号事故の影響等から回復し、対前年同期比47.1%（延べ5,997人）増の18,743人となった。10月には1便当たりの平均乗客数が363人と過去最高値を記録するなど、旅客利用は好調に転じている。
- ・2015年1～9月の境港の取扱貨物量は、ロシア経済の低迷により、ロシア向け建材等のバルク貨物等が減少したことが原因で、重量（フレートトン）ベースでは対前年同期比16.6%（△898ft）減の4,502ftとなった。

※1TEUは、20フィートコンテナ1個を表す単位
※ト数の単位としているft（フレート）とは、容積1.113m³（40立方フィート）、重量1,000kgをもって1トとし、重量または容積の何れか大なる方を採用する換算方式

2 利用促進に向けた取組み

- ・尾道松江線の開通により境港とのアクセスが向上した山陽地域において、11月17日（広島市）、18日（岡山市）に環日本海定期フェリー活用・ロシアビジネスセミナーを開催し、製造業や金融機関等約60名の参加者に対し、航路の利用促進を図った。
- ・山陰両県の旅行会社2社が、DBS航路とアジアナ航空を組み合わせた旅行商品を11月21日及び12月19日境港出港便で造成販売し、日本人旅客の誘致を図った。

3 臨時運航スケジュールによる境港航路の増便について

- ・DBSクルーズフェリー（株）は、12月から2月の間に3回（12月20日、1月17日及び2月7日東海発）に限り、ウラジオストク向け運航を境港向け運航に振替え、境港への寄港を週2便に増便する。
- ・ループルの下落によるロシアの旅客、貨物利用が低迷していることから、好調な韓国人の日本向け旅客需要を取り込み売上の確保を図ることを狙いとしている。

4 「鳥取県食材 レストランフェア in ウラジオストク」事前商談会の開催について

ロシア沿海地方における本県産食品の販路拡大及びブランド化のため、「鳥取県食材レストランフェア in ウラジオストク」（2016.2.28～3.5）で使用する食材に関する事前商談会を実施する。

- （1）日時 12月2日（水）、3日（木） 午前9時30分から午後5時まで
- （2）場所 鳥取県立福祉人材研修センター2階調理実習室（鳥取市伏野1729-5）
- （3）参加者 沿海地方側参加者：3名（レストランオーナー、シェフ、輸入業者）
県内食品メーカー：15社程度

5 DBSクルーズフェリー（株）による東海～舞鶴の試験運航について

DBSクルーズフェリー（株）は、12月2日～6日に東海～舞鶴の試験運航を実施する（1往復のみ）。なお、県に対しては、試験運航は貨物誘致による収益の改善と航路の安定化を目的に実施するものであり、今後の境港航路の運航に変更はないとの説明が事前にあった。

地域雇用創造推進事業に関する会計検査院の指摘事項について

平成 27 年 12 月 1 日
雇用人材局労働政策課

平成 23 年度から 25 年度に、鳥取労働局から委託を受け鳥取県雇用創造協議会（以下「協議会」）を実施主体として実施した地域雇用創造推進事業について、11 月 6 日に公表された会計検査院の検査結果報告において、委託費の対象とならない経費が含まれている等の指摘がありましたので、概要を報告します。

1 地域雇用創造推進事業の概要

大手電機製造業の事業再編等による厳しい県内雇用情勢を背景に、求職者等の就業を確保するため、鳥取県が協議会を組織して国への事業提案・採択を受けるとともに、県内の民間事業者等への再委託による協力を得て、3 年間で延べ 129 講座の研修コースを設け、3,751 名を対象に研修を実施することで、829 名の就職を実現した。

【鳥取県雇用創造協議会】

地域雇用創造推進事業等を実施して地域経済の活性化や雇用機会の創出を図るため、経済団体、学術機関、市町村等を構成員として平成 23 年 2 月 18 日に設立。

(会 長) 鳥取県商工労働部長

(事務局) 鳥取県商工労働部雇用人材総室

(構成団体) 鳥取県、各市町村、大学、商工団体等 (39 団体)

【事業の主な内容】

○雇用拡大メニュー（事業主向け）

- ・経営診断等を通じ、各企業の課題に応じた体系的な人材育成計画等を支援
- ・デバイス技術、自然エネルギー関連技術等の広範な知識等の習得に資するセミナー
- ・海外取引に精通した人材育成に資するセミナー

○人材育成メニュー（求職者向け）

- ・経理・総務関係業務を希望する求職者を対象に、各種知識・技術の習得を支援するセミナー
- ・観光関連産業を希望する求職者を対象に、韓国語・中国語等の習得を支援するセミナー
- ・カスタマーセンターやコールセンター関係業務を希望する求職者を対象に、各種知識・技術の習得を支援するセミナー
- ・創業やベンチャー起業希望者を対象に、創業に必要な知識・技術の習得を支援するセミナー

2 会計検査院からの指摘内容

委託事業の実施に当たり、委託費の対象とならない経費等が含まれていたため、委託費が過大に支払われていた。

○委託費の対象とならない経費（パソコン等購入費、旅費、事務室使用料など）

○経費の内容や金額が確認できない経費

年度	委託額 (労働局→協議会)	再委託額 (協議会→民間団体等)	左のうち過大とされた額
H23	102,900,040 円	86,452,935 円 (20 社)	27,493,790 円 (14 社)
H24	198,268,939 円	146,971,061 円 (25 社)	43,648,949 円 (21 社)
計	301,168,979 円	233,423,996 円	71,142,739 円

◆平成 25 年度の委託事業についても、今後の精算において対象とならない経費が発生する見込み。

3 主な要因

協議会事務局の再委託事業の支出内容の確認不十分及び再委託の取扱いに関する事業委託要綱の確認不足等による。

4 今後の対応方針等

鳥取労働局は、会計検査院から過大支払との指摘を受け、協議会に対し指摘額の全額返還を求めており、県事務局として関係者への調査を行い対応を検討する。

経済団体への障がい者雇用の要請について

平成 27 年 12 月 1 日
雇用人材局就業支援課

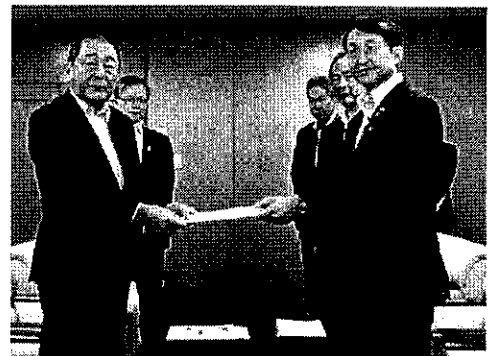
県では、今後 4 年間で障がい者の新規雇用を 1,000 人以上拡大させる目標を掲げており、この推進のため、経済団体に対し鳥取労働局、県及び県教育委員会が合同で雇用拡大の要請を行いました。

これに合わせ、今年度は新たに精神障がい者の雇用促進のためのマンガリーフレットを作成し、精神障がい者の就業への理解促進を働きかけました。

1 要請日 平成 27 年 10 月 13 日 (火)

2 要請先及び要請者

要 請 先	対 応 者
鳥取県商工会議所連合会	会 長 藤縄匡伸 氏
鳥取県中小企業団体中央会	会 長 谷口譲二 氏
一般社団法人鳥取県経営者協会	専務理事 宮城定幸 氏
鳥取県商工会連合会	専務理事 川口正男 氏



(鳥取県商工会議所連合会への要請)

[要請者]

平井 伸治 鳥取県知事 (鳥取県商工会議所連合会のみ)
河野 純伴 鳥取労働局長
山本 仁志 鳥取県教育委員会教育長 (鳥取県中小企業団体中央会のみ)
高橋 紀子 鳥取県商工労働部雇用人材局長
足立 正久 鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課長

3 要請時の各経済団体の意見

(1) 一般社団法人鳥取県経営者協会

- ・経営者協会でも、県内 3 地域で研修会を開催し、障がい者雇用拡大に取り組んでいるところである。
- ・障がい者雇用を行うに当たって、企業側と障がい者本人とのマッチング、雇用開始に繋がるような最初のとっかかりが難しい。

(2) 鳥取県商工会議所連合会

- ・初めて障がい者雇用を行う企業にとっては、わからないこと、不安なことが多い。それらの不安に対する相談や、必要な支援が受けられる窓口が必要である。

(3) 鳥取県商工会連合会

- ・有効求人倍率が 1 倍を超えている中で、必要な人材を確保するためには、障がい者も含めて広く求人していく姿勢が必要となってきた。
- ・近郊に「障がい者の共同作業場 (ワークコーポとっとり：鳥取市商栄町)」が立ち上がっている。障がいのある方は、この事業所に福祉就労して完結ではなく、能力の向上された方は次のステップとして一般企業への就労を目指していくような仕組みづくりが必要である。

(4) 鳥取県中小企業団体中央会

- ・障がい者を雇い入れることには不安がある。この不安を解消するような取組・事業化を望む。

4 「精神障がいを知りともに働く職場づくり (マンガ版)」リーフレット作成

県 (商工労働部、福祉保健部、教育委員会及びまんが王国官房) や鳥取労働局、鳥取障害者職業センター等が連携して、今年 9 月、マンガ版のリーフレットを新たに作成 (2 万部) し、ハローワークや障がい者就業支援機関、市町村、図書館のほか、50 人以上の企業 (426 社) へ配布し、障がい者雇用を勧める際に活用している。

<概 要>

- ・就労・定着のための支援・相談窓口や配慮が必要な点を、5 テーマの 4 コママンガで分かりやすく紹介。
- ・雇用に取り組んだ企業の声等を紹介し、障がい者雇用に対する企業の不安解消に役立てる。

一般社団法人鳥取県経営者協会	会長	宮崎正彦	様
鳥取県中小企業団体中央会	会長	谷口謙二	様
鳥取県商工会議所連合会	会長	藤縄匡伸	様
鳥取県商工会連合会	会長	井木久博	様

貴会におかれましては、日頃、本県における障がい者雇用の推進に御理解と御協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、鳥取県の障がい者雇用率は、多くの企業の皆様の御理解のもと、平成26年6月1日現在で1.88%と過去最高となりましたが、いまだ法定雇用率2.0%を下回っており、法定雇用率についても約半数の企業が達成していない状況です。

また、障がい者、特に精神障がいのある求職者が大幅に増加していることから、県では、障がい者雇用をさらに進めるため、今年7月に「障がい者新規雇用創出に向けたロードマップ」を策定し、今後4年間で1千人の障がい者雇用の創出に取り組み、平成30年度末の就業者を3,600人とする数値目標を設定し、具体的な施策を推進しているところです。

本年度新たに、障がい者の正規雇用の場の創出に資するため、特例子会社設立等助成金を創設するとともに、昨年度の県西部に引き続き、中部地域にも県版ジョブコーチセンターを設置、更には特別支援学校に定着支援員を配置し、県内全域に定着支援を図るための体制を整備いたしました。

また、近年、精神障がい者及び発達障がい者の方の求職者が増加していることから、精神障がい者雇用の進め方についてマンガでわかりやすく紹介したパンフレットを作成するとともに、「精神障がい者を理解しともに働くセミナー」を開催し、普及啓発に努めているところです。

一方、来年3月に第一期生が卒業を迎える県立琴の浦高等特別支援学校をはじめ、各特別支援学校においても、職業訓練や職場実習等を通じて職業的自立と社会参加を目指して日々取り組んでおり、これら障がいのある生徒・若者が県内企業で活躍の場が得られるよう、今月、県内3か所で「障害者就職面接会」を開催するとともに、今後採用を考えている事業主と障がい者雇用実績のある事業所との交流会、障がい者雇用を促進するためのフォーラムなどを開催することとしています。

平成28年4月には、「障害者差別解消法」「改正障害者雇用促進法」が施行され、事業主は障がいがある方の能力を十分に引き出すことができるよう配慮し、更なる障がい者の権利・尊厳を保護・促進することが必要になることに加え、平成30年度には精神障がい者の雇用が義務化されることとなっています。

鳥取県と鳥取労働局では、平成27年3月に雇用対策協定を締結し、「平成30年度の精神障がい者の実雇用率全国都道府県第1位」の目標を掲げ、障がい者とともに生きる共生社会の実現に向けて取り組んでいます。

貴会におかれましても、障がい者雇用の促進に一層の御理解と御協力をいただくようお願いいたしますとともに、貴会会員事業主の皆様に対する同様の働きかけについて、御尽力いただきますようお願い申し上げます。

平成27年10月13日

鳥 取 県 知 事 平 井 伸 治

鳥 取 労 働 局 長 河 野 純 伴

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

働く女性の相談窓口の体制強化について

平成27年12月1日
男女共同参画推進課
就業支援課

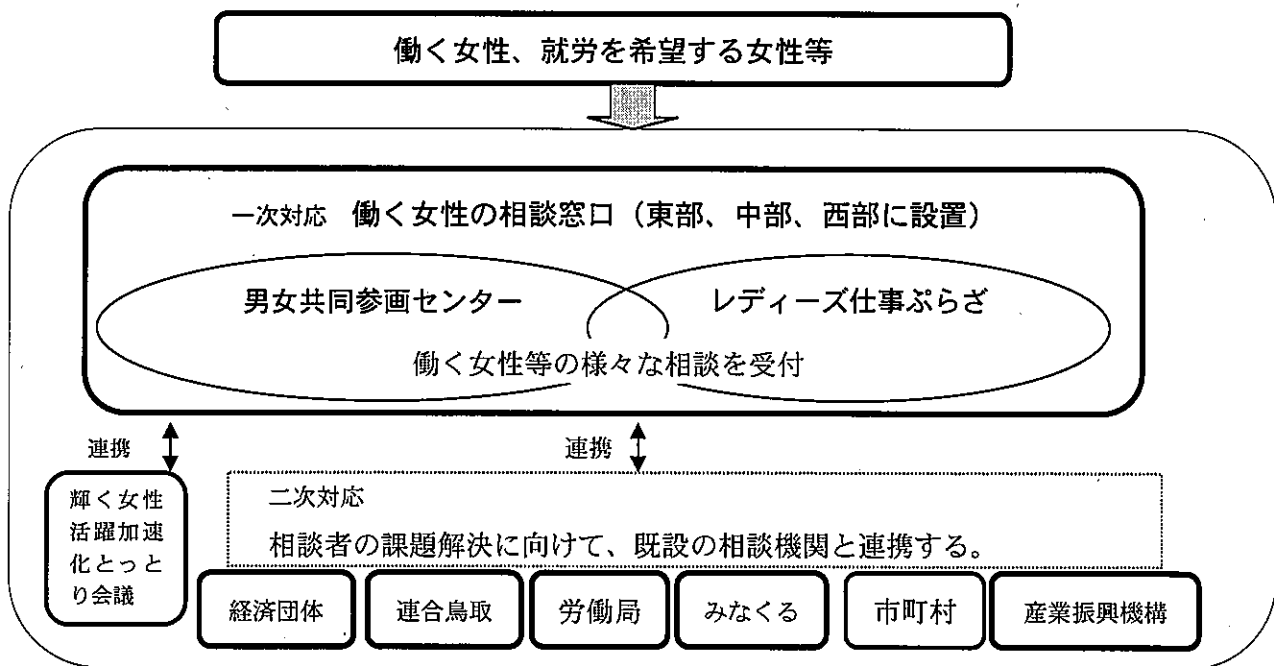
女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍する社会の実現を目的とした「女性の職業生活における活動の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)に基づき、平成27年12月1日に、働く女性、又はこれから就業しようとする女性等からの相談窓口として、男女共同参画センター及びレディース仕事ぶらざを「働く女性の相談窓口」に位置付け、当該機関が相談内容に応じ相互に連絡し、有している情報を提供し合う体制に強化しました。

働く女性の相談体制について

男女共同参画センター(東部、中部、西部相談室)とレディース仕事ぶらざ(鳥取、倉吉、米子)が、専門分野の強みを生かして連携し、働く女性やこれから就業を希望する女性の様々な相談をワンストップで受け付けるとともに、既設の相談機関から情報の提供等を受ける体制

【専門分野】

- ・男女共同参画センター：マタハラ等職場での悩み相談、子育ての相談、こころの相談
- ・レディース仕事ぶらざ：就労の相談、スキルアップのためのセミナーの開催、職業訓練の情報提供、職業紹介(鳥取、倉吉のみ。米子は併設のハローワークマザーズコーナーで対応)



女性の職業生活における活動の推進に関する法律(抄)

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

